

尼崎市住まい相談支援業務及び尼崎市地域居住支援業務における質問事項に対する回答

項目	質問概要	回答
1	業務実施場所 尼崎市住まい相談支援業務仕様書5に記載の出張派遣について、南部及び北部保健福祉センターに赴き、勤務するという認識で良いか。	仕様書8-(1)に記載の通り、平日10時から17時までの時間帯で南部及び北部保健福祉センターに出張派遣し勤務する形となる。
2	人員体制 尼崎市地域居住支援業務においては職員の出張派遣はないのか。連絡が取れる体制にしていれば問題ないか。	尼崎市地域居住支援業務においては、職員の出張派遣はない。連絡が取れる体制を確保していれば問題ない。
3	業務体制 尼崎市住まい相談支援業務と尼崎市地域居住支援業務は別々の業務と考えて良いのか。尼崎市住まい相談支援業務については、派遣業務か請負業務か。	両業務を1つの法人で受託していただく形を考えている。ただし、契約書については、業務が分かれているため2種類作成することとなる。尼崎市住まい相談支援業務については、派遣業務ではなく請負業務であり保健福祉センターが勤務地となる。
4	業務実施場所 尼崎市住まい相談支援業務委託仕様書8-(1)に「月曜日・水曜日・金曜日は南部保健福祉センターで、火曜日・木曜日は北部保健福祉センターで実施することを基本とするが、要望がある場合にはこの限りではない」と記載がある。要望とは受託者側からも含まれるか。	「要望」とは、支援対象者への支援の都合にあわせた委託者側からの要望と理解していただきたい。
5	支援対象者 対象者が医療機関を利用されている場合、訪問看護の指示が医療機関から出された場合、尼崎市住まい相談支援業務及び尼崎市地域居住支援業務による訪問相談は同時に利用できるのか。既に訪問看護や訪問介護などの医療福祉制度を利用されている方は対象になるのか、対象になる場合はどのような連携の方法を取るのか決まっていれば教えていただきたい。	訪問看護の指示が医療機関から出されている場合であっても、訪問による相談は可能。ただし、訪問による相談は、支援プラン策定の後、尼崎市地域居住支援業務の業務として実施することを想定しており、医療保険または介護保険による訪問看護を提供する者が同時刻に本事業にも従事したのものとして本事業について重複して請求することは認められない。また、既に訪問看護等の医療福祉制度を利用している場合も支援対象になり得る。なお、連携方法については、支援対象者ごとに異なることも想定されるため、支援対象者の状況や連携可能な制度にあわせて都度、委託者及び受託者双方で協議しつつ進めることとなる。
6	応募書類 募集要項9応募方法及び応募書類(9)のイの法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表であるが、令和6年設立の法人の為代用の書類として法人設立時の開始貸借対照表のみを添付する形でもよいのか。	代用可能である。
7	応募書類 募集要項9応募方法及び応募書類(9)のイの法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表であるが、共同体内に個人事業主がいる場合は直近の確定申告書及び青色申告決算書の書類で代用可能か。	代用可能である。